

(改定日 令和6年6月19日)

### 水産制度資金 金利一覧表

(単位：%)

資金名・区分・種類				改定後			改定前			
区分	融資機関※2	資金の種類	内容	基準金利	貸付金利	利子補給率	基準金利	貸付金利	利子補給率	
漁業近代化資金※1	個人施設等	上段:漁協・信漁連 (下段:農林中金)	1号資金(漁船)	総トン数20トン以上130トン未満	2.65 (2.45)	1.40 (1.40)	1.25 (1.05)	2.45 (2.25)	1.20 (1.20)	1.25 (1.05)
			1号資金(漁船)	総トン数20トン未満						
			2号資金(施設)	漁船漁具保管修理施設等						
			3号資金(機具)	漁場改良造成用機具等						
			4号資金(漁具)	漁具又は養殖いかだ等	2.65 (2.45)	1.40 (1.40)	1.25 (1.05)	2.45 (2.25)	1.20 (1.20)	1.25 (1.05)
			5号資金(種苗・育成)	水産動植物の種苗購入又は育成						
			6号資金(環境整備施設)	有線放送施設等(漁協等のみ)						
	7号資金(大臣指定)	農林水産大臣が指定する資金								
	共同利用施設	上段:信漁連・農林中金 (下段:漁協)	1号資金(漁船)	リース漁船						
			2号資金(施設)	漁船漁具保管修理施設等	1.80 (2.65)	1.40 (1.40)	0.40 (1.25)	1.70 (2.45)	1.20 (1.20)	0.50 (1.25)
			3号資金(機具)	漁場改良造成用機具等						
			6号資金(環境整備施設)	有線放送施設等(漁協等のみ)						
			7号資金(大臣指定)	農林水産大臣が指定する資金						
	漁業経営維持安定資金	漁協 信漁連 農林中金 銀行 信用金庫	漁協経営が困難となっている漁業者の経営再建のため緊急に必要な固定化債務の整理資金							
・沿岸			2.65	1.40	1.25	2.45	1.20	1.25		
・以西底びき網漁業(漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項第2号に掲げる以西底びき網漁業をいう。)又は近海かつお・まぐろ漁業(同令第1項第9号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力船によるものを除く。))			2.65	1.85	0.80	2.45	1.65	0.80		
漁業経営再建資金	漁協 信漁連 農林中金 銀行 信用金庫	漁協経営が極めて困難となっている漁業者の経営再建のための負債整理資金	2.65	1.40	0.15	2.45	1.20	0.15		
					関係機関負担分 1.10		関係機関負担分 1.10			
水産加工業経営改善促進資金 (水産加工業経営安定資金)	漁協 信漁連 水加協 農林中金	水産加工品の原材料供給不足等により水産加工場の操業に影響を受けた水産加工業者の経営安定に必要な借換資金								
		・従業員100人以下	2.65	1.40	1.25	2.45	1.20	1.25		
		・従業員100人超、組合	2.65	1.85	0.80	2.45	1.65	0.80		
漁業進進資金改善	信漁連 農林中金 銀行 信用金庫 信用協同組合	漁業信用基金協会が調達する資金と漁協系統資金や民間資金の協調融資により、認定漁業者が改善計画に基づき改善をするために必要な運転資金(2倍協調資金)	—	1.50	—	—	1.50	—		

※1 ・鹿児島県漁業近代化資金利子補給金交付要綱第2条関係  
 ・鹿児島県漁業近代化資金制度実施要領第2の3(1)関係

※2 ・融資機関に示す漁協は水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合  
 ・融資機関に示す水加協は水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合